

令和6年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和7年9月2日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・何もしていないもの ③未報告・・・報告がないもの
-----------	--

【要 旨】	措置済：5件 未措置：0件 未報告：0件
-------	----------------------------

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
1	教育・保育課	措置済	【自動更新条項を設定した複数年契約について】 自治法第232条の3では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度の予算の裏付けがされていない時点において、後年度の契約を約束する自動更新条項を設けることはできないこととなっている。 また、複数年年度にまたがる契約を行なう場合には、自治法第214条により予算で債務負担行為として設定するか、自治法234条の3に規定されている長期継続契約を適用するか of いずれかによることとなり、当初の契約期間が満了した場合は、改めて契約の締結手続きを行ない、新しい契約書を作成することとなる。 このような中、令和7年（2025年）1月15日現在で契約が継続しているW i - F i のレンタル契約書（2021年6月3日締結）において、契約期間を「本契約のレンタル期間は2年間（2023年5月31日迄）とする。」といった三会計年度をまたぐ2年間の契約期間の規定をしたうえで、さらに「レンタル期間満了の1ヶ月前までに受注者又は発注者のいずれか一方、または双方より契約を更新しない旨の申し入れがない場合には、本契約はさらに1年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。」といった自動更新条項を設定して、後年度の予算の裏付けがない状態で、後年度における契約の継続の意思決定をしていた。 また、当初の2年間の契約期間が満了した以降についての新しい契約書が作成されていないことが認められた。	定期監査	当指摘に対する対応について、関係部署にて、契約期間内での契約解除も含め検討した結果、契約期間満了となる令和7年5月31日以降は契約更新をしない申し入れを行うこととし、契約の解除を行った。 その後、見積合わせの結果、自治法第234条の3に規定されている、長期継続契約を適用した契約を新たに締結した。 契約期間は、令和7年6月1日から令和8年3月31日とし、最長60カ月の契約としている。

令和 6 年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和7年9月2日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・何もしていないもの ③未報告・・・報告がないもの
-----------	--

【要 旨】	措置済：5件	未措置：0件	未報告：0件
-------	--------	--------	--------

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
2	生涯学習課	措置済	【準公金の管理について】 準公金の管理者は、準公金の取扱基準に則して会計事務が行われているのか「準公金管理状況報告書」に列記されている点検項目に基づき点検することとなっている（取扱基準 第5）。具体的には、各公民館が当該報告書を作成し、生涯学習課が照合・点検を行なっている。 監査を実施した際、当該報告書に記載されている普通預金の残高と通帳の残高について照合したところ不一致となっていたことから、照合・点検が適切に実施されていないことが認められた。	定期監査	監査で指摘のあったことについては、早急に修正しました。 今後は、出納簿の残高と通帳の残高を定期的に照合・点検することを徹底します。
3	指定管理者 (文化・スポーツ課)	措置済	【施設利用料金表の見直しについて】 文化会館の利用料金（附属設備を含む）は、文化会館条例第6条第3項の規定により、条例及び施行規則の料金表に定める額の範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定めることとなっている。 実際には、会館運営上の必要性から、料金表に掲載されていない附属設備（CDプレーヤーやスモークマシンなど）が存在し、現状と料金表に乖離が認められた。施行規則及び当該団体の施設利用料金規程について、実態に適合するよう見直しされた。	財政援助団体 等監査	監査で指摘のあった料金表に掲載されていない附属設備については、文化振興財団の施設利用料金規程を修正し、実態に適合するよう見直した。

令和6年度の監査結果報告書で指摘した事項に対する措置の状況（公表）

令和7年9月2日現在

【措置区分の意味】	①措置済・・・何らかの改善・是正をしたもの（または、方針を決定したもの） ②未措置・・・何もしていないもの ③未報告・・・報告がないもの
-----------	--

【要 旨】	措置済：5件	未措置：0件	未報告：0件
-------	--------	--------	--------

No.	対象課等	措置区分	指 摘 事 項 (監査結果報告書の記載内容)	監査の種類	指摘を受けた部署からの報告内容 (または未措置の理由など)
4	指定管理者 (文化・スポーツ課)	措置済	【備品台帳の更新について】 三木市と指定管理者とが締結する基本協定書の一部として三木市文化会館管理運営業務仕様書があり、その「4 物品の貸与及び管理に関する事項(1)」には、備品台帳(物品管理簿)を備え、物品の廃棄等の移動については随時、市に報告する旨が規定されているが、その台帳が更新されていないことが認められた。指定管理方式により業務が行われるにあたっては、財産の所有権区分について明確にする必要がある。平成18年度に指定管理者の指定が行われてから令和6年度で18年間が経過することから、速やかに更新、整備されたい。	財政援助団体 等監査	監査で指摘のあった備品台帳の整備については、これまでの備品購入や改修工事等の履歴等を指定管理者と確認しながら更新、整備を進める。
5	指定管理者 (文化・スポーツ課)	措置済	【受動喫煙の防止対策について】 健康増進法の改正にともない兵庫県では県民の健康、とりわけ20歳未満の者及び妊婦を受動喫煙から守る観点を強化した「兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例」を令和2年4月から全面施行し、官公庁施設では敷地内・建物内のすべてを禁煙とされているが、一定のルールを遵守すれば屋外喫煙場所の設置が可能となっている。 県条例によれば、屋外喫煙場所の構造要件として、①パーティションの設置または境界線を引くなどして区画し、②対象施設を利用する利用者が通常立ち入らない屋外の区域に屋外喫煙区域を設置し、③必要な文面を表示することとなっている。令和7年1月9日時点において、その要件を満たしていないと思われる喫煙所が敷地内に2か所設置されていることが認められた。県条例を遵守されたい。	財政援助団体 等監査	監査で指摘のあった屋外喫煙場所については、指定管理者と協議の上、敷地内全面禁煙に向けて検討を進めている。